

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年12月7日現在

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、村田町、丸森町、富谷市 仙台市、氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町、七ヶ宿町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く)
		土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	茨城町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	北茨城市、鉾田市、大洗町
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	白石市、常陸太田市、常陸大宮市
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年12月7日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町、富士見町
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年12月7日現在

都道府県	出荷制限
福島県	<p>H28.5.~: 福島市、桑折町 H24.5.~: 桑折町、伊達市、郡山市、三春町 H24.5.2~: 川俣町 H24.5.7~: 田村市、古川市 H24.5.10~: 二本松市、大玉村 H28.5.20~: 那須町 H28.5.14~: 郡山市、喜多方市 H27.5.19~: 庄内町</p> <p>H28.4.24~H29.1解除: 会津美里町 H27.4.30~: 南相馬市</p> <p>H24.5.~: 福島市、二本松市 H24.6.7~: 那須町、白河市、喜多方市、会津若松市、猪苗代町、猪苗代町 H24.5.10~: 伊達市、鹽谷町、大郷町、郡山市、下郷町、大玉村、西郷村、猪川村 H24.5.14~: 薩摩村、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17~: 鹿折町、猪苗代町 H28.5.7~: 郡山市、北郷町 H28.5.14~: 喜多方市 H28.5.20~: 三島町、川原村 H28.5.22~: 津川町、西郷村 H28.5.26~: 本宮市、田村市、小野町、久慈町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H28.5.29~: 三春町 H28.5.3~: 会津坂下町、館石町 H28.5.10~: 金山町 H28.5.13~: 雲石町</p> <p>H28.4.29~: 西会津町 H28.5.6~: 只見町</p> <p>H24.5.2~: いわき市、二本松市 H24.5.10~: 郡山市 H24.5.24~: 川俣町 H28.5.1~: 南相馬市 H28.5.14~: 郡山市、喜多方市 H28.5.19~: 三郷町 H28.5.20~: 川内村 H28.5.10~: 那須町 H27.5.11~: 田村市</p> <p>ゼンマイ (野生のものに限る。) ワウミソウ (野生のものに限る。)</p> <p>H28.5.14~: 庄内町、大玉村 H28.5.24~: 莺尾川町、猪苗代町</p> <p>H24.5.~: いわき市、猪苗代町、伊達市、喜多方市 H24.6.7~: 郡山市、白河市、猪苗代町、猪苗代町 H24.5.10~: 大玉村、西郷村 H24.5.14~: 川俣町 H28.4.25~: 南相馬市 H28.5.14~: 郡山市、鹿折町、喜多方市 H28.5.16~: 二本松市、古川町、喜多方市 H28.5.20~: 三郷町 H28.5.26~: 本宮市、喜多方市 H28.5.3~: 館石町 H28.5.10~: 田村市 H28.5.14~: 郡山市 H27.5.3~: 喜多方市 H28.5.16~: 猪苗代町、猪苗代町 H28.5.18~: 天栄村</p> <p>フキ フキ(野生のものに限る。) フキ/トウ (野生のものに限る。)</p> <p>H24.4.4~: 猪苗代町、川俣町、田村市、郡山市、庄内町 H24.4.10~: 伊達市、盐谷町、郡山市 H28.4.11~: 喜多方市、喜多方市 H27.5.2~: 南相馬市 H28.5.10~: 本宮市 H24.5.10~: 伊達市 H28.5.10~H29.4.11: 遅延解禁: いわき市 (発達されるワラビは出荷制限の対象から除外。) H28.5.17~H27.4.1: 遅延解禁: 喜多方市 (発達されるワラビは出荷制限の対象から除外。) H28.5.17~H27.4.1: 遅延解禁: 郡山市 (発達されるワラビは出荷制限の対象から除外。) H28.5.15~: 南相馬市 H28.5.16~: 郡山市 H28.5.17~: 郡山市 H28.5.18~: 二本松市 H28.5.19~: 庄内町 H23.5.2~H25.10.11解除: 福島市、伊達市、桑折町 H23.5.2~H25.10.11解除: 福島市、伊達市、喜多方市、喜多方市 H23.6.6~H27.8.19解除: 馬場子地区(福島第一原水力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七、原町区高倉字木森、原町区高倉字五合山、原町区高倉字七曲、原町区馬場子地区(栗原、原町区馬場子地区栗原、原町区片吉字行津及び原町区大字木田田村の区域を除く。) H24.6.6~H25.10.21解除: 国見町 H23.6.6~H24.7.1解除: 相馬市 H23.5.2~: 福島市、南相馬市 H24.1.10~H27.1.29解除: いわき市 H23.2.1~H23.3.17解除: 桑折町 H23.10.14~H23.11.1解除: 伊達市 H23.8.26~H27.12.30解除: 二本松市 H24.10.12~H26.11.17解除: いわき市 H23.12.9~H26.11.17解除: 相馬市 H23.12.2~H25.12.25解除: 南相馬市 (福島第一原水力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七、原町区高倉字木森、原町区高倉字五合山、原町区高倉字七曲、原町区馬場子地区(栗原、原町区馬場子地区栗原、原町区片吉字行津及び原町区大字木田田村の区域を除く。) H23.12.9~H25.12.25解除: 南相馬市 (福島第一原水力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七、原町区高倉字木森、原町区高倉字五合山、原町区高倉字七曲、原町区馬場子地区(栗原、原町区馬場子地区栗原、原町区片吉字行津及び原町区大字木田田村の区域を除く。) 小豆</p> <p>H25.1.4~H25.3.13~: 初期解除: 福島市(旧大里木村の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 福島市(旧石井村の区域に限る。)</p> <p>H24.11.15~H25.11.7~: 初期解除: 南相馬市(旧石井村の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 南相馬市(旧石井村の区域に限る。)</p> <p>H24.12.25~H26.3.13~: 初期解除: 莫須川市(旧長沼町の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 莫須川市(旧長沼町の区域に限る。)</p> <p>H23.1.4~H26.3.13~: 初期解除: 那珂市(旧高野村の区域に限る。) ~H26.10.7解除: 那珂市(旧高野村の区域に限る。)</p> <p>H25.1.4~H25.8.9~: 初期解除: 二本松市(旧小野村及び旧平野村の区域に限る。), 大玉村(旧玉井村の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 桑折町(旧伊達城村の区域に限る。)</p> <p>H25.2.18~H25.7.10~: 初期解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。)</p> <p>H25.3.5~H25.7.10~: 初期解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)</p> <p>H25.3.25~H25.7.10~: 初期解除: 福島市(旧庭塚村の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 福島市(旧庭塚村の区域に限る。)</p> <p>H25.1.4~H25.5.17~: 初期解除: 本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。) ~H26.10~: 終了解禁: 伊達市(旧坂木村及び旧富野村の区域に限る。)</p> <p>H25.1.4~H25.7.10~: 初期解除: 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)</p> <p>H25.1.4~H25.7.10~: 初期解除: 本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 福島市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)</p> <p>H25.12.18~H27.6.23~: 初期解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) ~H27.10.23解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。)</p> <p>H26.12.17~H27.6.23~: 初期解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) ~H28.3.25解除: 本宮市(旧白岩村に限る。)</p> <p>H26.12.17~H28.3.25解除: 大玉村(旧大山町)に限る。)</p> <p>H28.1.11~: 福島市(田村の区域に限る。) ~H28.5.29解除: 福島市(田村の区域に限る。)</p> <p>H28.1.28~: 郡山市(日川地区及び日川地区の区域に限る。)</p> <p>H23.12.25~: 二本松市(喜多方市の区域に限る。)</p> <p>H23.12.25~: 那須市(日光東京村及び日光西村の区域に限る。)</p> <p>H28.1.19~: 伊達市(日影田町の区域に限る。)</p> <p>H24.1.4~: 伊達市(田村の区域に限る。)</p>
京都府	<p>米 (平成23年度)</p>

*■■■■■の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・平成29年12月7日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～ 十和田市、南上市 (カラタケを除く。)	
	H24.10.28～H27.11.20解禁。十和田市(カラタケに限る。)	
	H24.10.28～ 青森市 (カラタケを除く。)	
水産物 マダラ	H24.10.1～ 鰐ヶ沢町 (カラタケを除く。)	
	H25.1.1～H27.11.20解禁。鰐ヶ沢町(カラタケに限る。)	
	H25.1.26～H29.3.1解禁。南上市(カラタケに限る。)	青森県普通食用水産灯台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線青森港北岸の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた地域
岩手県		出荷制限
タケノコ	H24.8.31～ 一関市、奥州市	
	H24.8.31～ 盛岡市 (下記の地域を除く。)	
	H25.1.30～H28.2.29解禁。盛岡市(旧仙台町、旧庄内町、旧高田町、旧大村町、旧竹内町及び旧米郷町の区域に限る。)	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.11.2～ 一関市、奥州市	
	H24.11.2～H27.10～ 御前崎市、佐野町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.20～H27.10～ 御前崎市、佐野町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.12.20～ 御前崎市、佐野町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.20～H27.10～ 御前崎市、佐野町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.20～H27.10～ 御前崎市、佐野町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H25.1.10～H28.10.31解禁。 大庭町 (大庭の区域に限る。)	期間間
	H24.10.25～ 大庭町 (大庭の区域に限る。)	
	H24.11.2～ 大庭町 (大庭の区域に限る。)	
野菜類 コシアブラ	H24.10.1～ 一関市、奥州市	
	H24.10.1～ 平泉町	
	H24.10.1～ 花巻市	
セリ(野生のものに限る。)	H24.5.30～H27.12.21解禁。 一関市	期間間
	H24.5.30～ 一関市、奥州市	
	H24.5.30～ 平泉町	
ゼンマイ	H24.5.30～ 一関市、奥州市	
	H24.5.30～ 平泉町	
	H24.5.30～ 花巻市	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.30～ 一関市	
	H24.5.30～ 平泉町	
	H24.5.30～ 花巻市	
雑穀 大豆	H25.1.4～H25.2.4～ 一部解禁 。 一関市 (旧岩手水系の区域に限る。)	
	H24.11.13～H25.6.11解禁。 一関市 (旧岩手水系の区域に限る。)	
	H24.11.13～H25.6.11解禁。 一関市 (旧岩手水系の区域に限る。)	
穀類 ソバ	H24.10.25～H27.1.20解禁。 最大高潮時海岸線上に至る千葉県南房総の正東の線 、我が国特他の経済水域の外線、最大高潮時海岸線上に至る宮城県仙石原市南房総の正東の線及び宮城県仙石原市最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.8～ 最大高潮時海岸線上に至る千葉県南房総の正東の線 、我が国特他の経済水域の外線、 最大高潮時海岸線上に至る宮城県南房総の正東の線及び宮城県仙石原市最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.8～ 最大高潮時海岸線上に至る千葉県南房総の正東の線 、我が国特他の経済水域の外線、最大高潮時海岸線上に至る宮城県仙石原市南房総の正東の線及び宮城県仙石原市最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 イワカ(斐種を除く。)	H24.8.8～ 磐井川(支流を含む。)	
	H24.8.8～H27.3.30解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.11～H27.3.10解禁。 磐井川(支流を含む。)	
ウダイ	H24.5.12～H27.3.11解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.12～H27.3.11解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.12～H27.3.11解禁。 磐井川(支流を含む。)	
牛の肉 牛の肉	H23.8.1～H23.8.25～一部解禁。 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.4.10～ 金城	
	H24.10.22～ 金城	
宮城県		出荷制限
タケノコ	H24.5.1～H27.4.24解禁。 白石市	
	H24.5.1～ 白石町 (下記の区域を除く。)	
	H24.5.1～ 白石町 (白石町の近郊の区域に限る。)	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.5.1～ 白石町 (下記の区域を除く。)	
	H24.5.1～ 白石町 (下記の区域を除く。)	
	H24.5.1～ 白石町 (下記の区域を除く。)	
野菜類 野菜類	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
セスキ	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
クロダイ	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
マダラ	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
ヒラメ	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
水産物 イワカ(斐種を除く。)	H24.5.8～ 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.8～H27.3.30解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.8～H27.3.31解禁。 磐井川(支流を含む。)	
ウダイ	H24.5.8～ 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.8～H27.3.30解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.8～H27.3.31解禁。 磐井川(支流を含む。)	
牛の肉 牛の肉	H23.8.1～H23.8.25～一部解禁。 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.4.10～ 金城	
	H24.10.22～ 金城	
福島県		出荷制限
タケノコ(野生のものに限る。)	H24.5.1～H27.4.24解禁。 白石市	
	H24.5.1～ 白石町 (下記の区域を除く。)	
	H24.5.1～ 白石町 (白石町の近郊の区域に限る。)	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.5.1～ 白石町 (下記の区域を除く。)	
	H24.5.1～ 白石町 (白石町の近郊の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 白石町 (下記の区域を除く。)	
野菜類 野菜類	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
セスキ	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
クロダイ	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
マダラ	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
ヒラメ	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
	H24.5.1～ 大崎町 (大崎の区域に限る。)	
水産物 イワカ(斐種を除く。)	H24.5.1～ 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.30解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.31解禁。 磐井川(支流を含む。)	
ゼンマイ	H24.5.1～ 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.30解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.31解禁。 磐井川(支流を含む。)	
ヤマメ(斐種を除く。)	H24.5.1～ 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.30解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.31解禁。 磐井川(支流を含む。)	
ウダイ	H24.5.1～ 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.30解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.31解禁。 磐井川(支流を含む。)	
牛の肉 牛の肉	H23.8.1～H23.8.25～一部解禁。 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.4.10～ 金城	
	H24.10.22～ 金城	
イシンの肉	H24.5.1～ 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.30解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.31解禁。 磐井川(支流を含む。)	
クマの肉	H24.5.1～ 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.30解禁。 磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.1～H27.3.31解禁。 磐井川(支流を含む。)	

※出荷制限の対象は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績(平成29年12月7日現在)

都木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解禁：都木県内の鹿島漁港のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)、奥田川との合流点から下流の部分に限る。)
	イワシ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.1.17解禁：都木県内の鹿島漁港のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
		H25.1.30～H25.2.23解禁：都木県内の鹿島漁港のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解禁：大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき審査される牛を除く。)
	イソシの肉	H23.8.2～H23.8.25～解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき審査されるイソシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解禁：都木市
その他	茶	H23.8.2～H23.8.26解禁：大田原市
		H23.8.2～H23.8.31解禁：沼沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウズイノコ	H23.3.21～4.8解禁：全境
	カキナ	H23.3.21～4.8解禁：全境
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.2～8～解禁：高崎市、高岡牧村、高岡村 H24.10.10～解禁：高山村 H24.10.16～解禁：安中市 H24.10.22～解禁：高野原町 H24.11.19～みなかみ町
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.1.19解禁：渕根村(支流を含む。) H24.4.27～H25.2.25解禁：小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.1.19解禁：白川のうち川郷の上流(支流を含む。) H24.6.8～H24.1.19解禁：白川のうち川郷の上流(支流を含む。) H24.8.3～H25.8.28解禁：高根川(支流を含む。)
肉	イソシの肉	H24.10.10～金城
	クマの肉	H24.8.10～金城
	シカの肉	H24.11.14～金城
その他	ヤマトリの肉	H23.1.29～金城
	茶	H23.8.30～H24.2.28解禁：沼沼市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：鶴巻町、曾我町 H24.10.26～：ときがわ町 H24.11.2～：越山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウズイノコ	H23.4.4～4.22解禁：旭市、香取市、多古町
	シムラチ、モクシノイ、サンデュ	H23.4.4～4.22解禁：旭市
	ハゼリ	H23.4.4～4.22解禁：旭市
	セリルー	H24.4.5～H25.10.23解禁：市原市、木更津市
	タケノコ	H24.4.8～H28.1.14解禁：夷隅町 H24.4.8～H28.9.21解禁：我孫子市 H24.4.11～H25.1.22解禁：柏市、白井市 H24.4.12～H25.10.23解禁：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解禁：芝山町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.1～：君津市 H23.10.1～H26.10.14～解禁：君津市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.8～：荒山村
	原木シタケ(施設栽培)	H23.1.22～H26.10.14～解禁：君津市 H24.2.23～H26.1.25～解禁：君津市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～H26.1.25～解禁：君津市 H24.4.10～：白井町
	ギンナ	H24.7.8～：君津市及び厚木市に流入する河川(支流を含む。)、厚木川(支流を含む。)
	コイ	H25.7.8～：厚木市及び厚木川に流入する河川(支流を含む。)、厚木川(支流を含む。)
	ウナギ	H26.11.2～：千葉県内の利根川のうち利根大橋の下流(支流を含む。ただし、利根排水機場及び印旛水門の上流、利根用水第一排水機場の下流、八街川、佐田堀並びに与田堀川に与田堀川を除く。)
肉	イソシの肉	H24.11.8～H25.1.18～解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき審査されるイソシの肉を除く。)
	茶	H23.8.2～H24.2.28解禁：野田市、富浦市、山武市 H23.8.2～H25.1.30解禁：成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～8.29解禁：南足柄市... H23.8.2～9.12解禁：相模原市、座間市... H23.8.2～10.14解禁：愛川町、清川町... H23.8.2～10.26解禁：秦野市... H23.8.2～11.10解禁：小田原市... H23.8.2～H24.10.19解禁：湯河原町
新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H29.8.～：魚沼市、南魚沼
	クマの肉	H24.11.8～：金城(金城及び東島宿村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、笛吹河口町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.29～：飯井沢町、御代田町 H24.10.1～：小淵沢、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：高遠町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：高遠町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：高遠町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：高遠町、南牧村(マツタケを除く。) H25.1.1～H27.1.20解禁：小諸市、(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解禁：佐久市(マツタケを除く。) H25.5.21～：高遠町、飯井沢町 H25.5.21～：高遠町、飯井沢町 H27.5.21～：木島平村
	コシアブラ	H27.5.21～：木島平村
	シカの肉	H28.12.7～：飯井沢町、黄土見町
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町 H28.10.3～：富士宮市、富士市 H28.10.7～：御殿場市

※ の部分は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成29年12月7日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類（キャベツ等）	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
野菜	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯舘村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）
	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象